

太田市社会福祉法人設立審査・指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人の設立認可事務及び社会福祉法人の適正な運営を確保するため、太田市社会福祉法人設立審査・指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。
- (2) 社会福祉法人、社会福祉施設等の適正な運営を確保するため必要な指導等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉施設等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員（委員長及び副委員長を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 第2条第3号に係る会議は、委員長が必要と認める委員等の出席により開くことができる。

(審査等)

第6条 別表に掲げる委員（副委員長を含む。）は、委員会に付議する事案が発生した場合は、社会福祉法人設立認可申請審査調書（別記様式）、関係資料等を委員長に送付する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉こども部社会支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	職 名
委 員 長	福祉こども部長
副委員長	福祉こども部副部長
委 員	社会支援課長 障がい福祉課長 社会福祉法人監査室長 こども課長 長寿あんしん課長